

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和7年末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
152	1	40	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<運用に関するルールの充実及び公表> 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。	意見	他都市調査の結果を踏まえ、本市の考え方を整理のうえ、「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」に再委託と間接経費に関する考え方を令和5年3月と令和8年3月にそれぞれ追記し、内容の充実を図った。	○	財政部	行財政改革課	103
<子ども遊び場のあり方> 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。	指摘	令和4年度及び令和6年度に子ども遊び場の管理者(地元自治会)に対し利用実態を確認するとともに、土地の所有者に対し子ども遊び場としての継続利用にかかる意向調査を実施したが、令和7年度末時点で44箇所は土地の所有者との連絡がつかない状況である。これらの子ども遊び場については、庁内の関係部署と連携を図りながら令和8年度末までに適切に廃止手続きを進めていく。 また、引き続き管理者(地元自治会)と連携し、利用実態のない子ども遊び場についても、廃止手続きを実施していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
<子ども遊び場のあり方> 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	意見	子ども遊び場は子どもが安全かつ自由に遊ぶ場を確保し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的に、市が土地所有者から無償で土地を借り受け設置している。 公園整備課が管理する都市公園法に基づく公園とは設置目的や設置基準等が異なることから、引き続き子ども支援課が所管課として管理を行っていく。	×	子ども未来部	子ども支援課	135